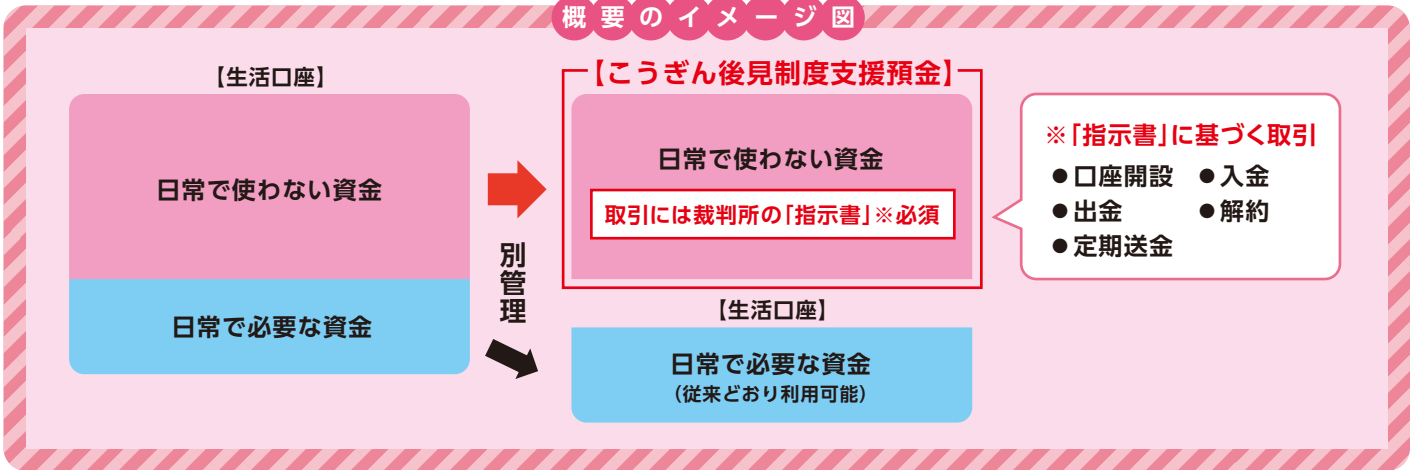
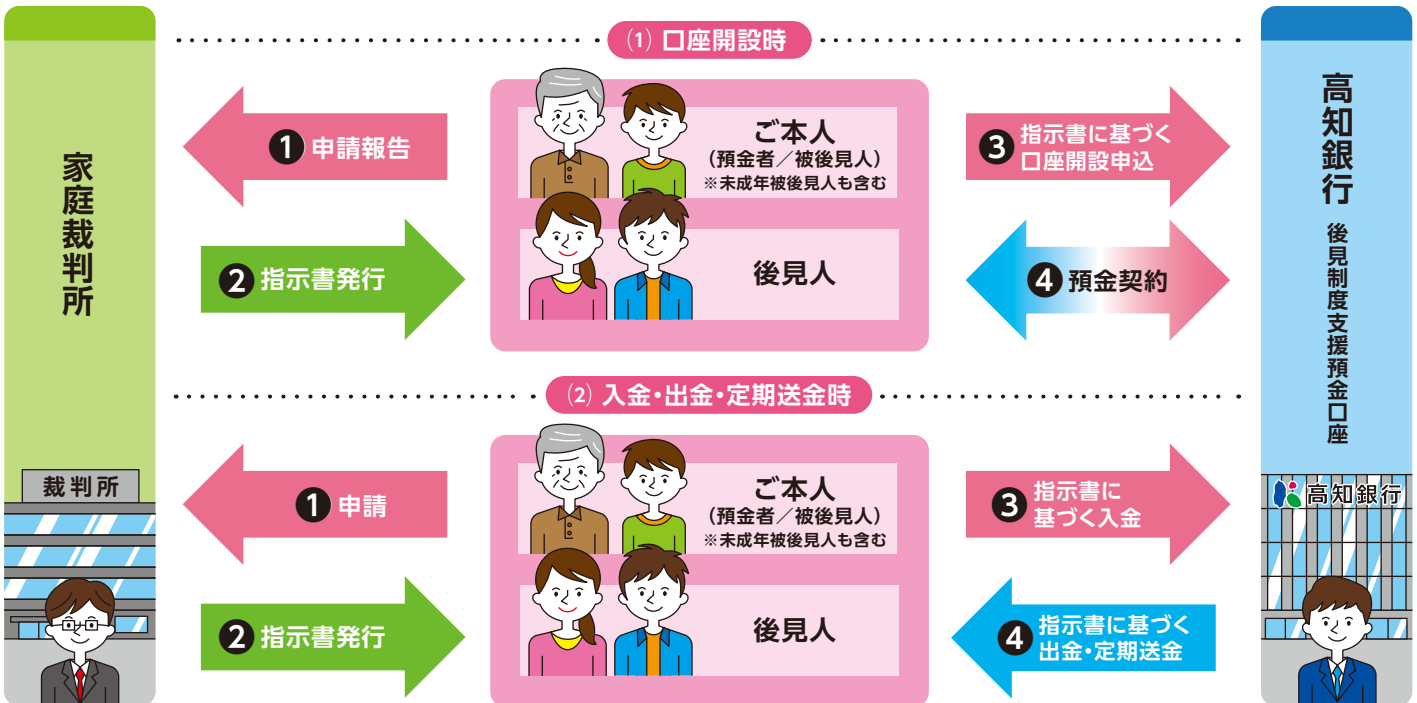


こうぎん後見制度支援預金のご案内

概要のイメージ図



1 各取引のイメージ図



2 口座開設までの流れ



口座開設時や預入・引出時に必要な主な書類の例

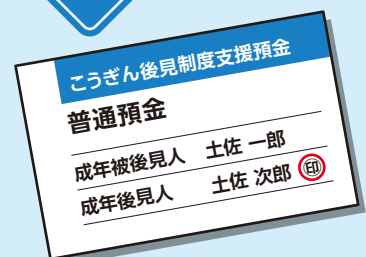
この口座の新規開設時

- ① 家庭裁判所の指示書(原本)
- ② 取引の印鑑(後見人)
- ③ 本人確認書類(被後見人・後見人)
※運転免許証や個人番号カード等
- ④ 登記事項証明書
※発行3カ月以内・後見人の登記にかかるもの
- ⑤ 当行への手続き依頼書等

この口座への預入・引出時

- ① 家庭裁判所の指示書(原本)
- ② 取引の印鑑(後見人)
- ③ 通帳(後見制度支援預金口座)
- ④ 本人確認書類
※[運転免許証や個人番号カード等]
- ⑤ 当行への手続き依頼書等

記載例



こうぎん後見制度支援預金のご案内

〈 商 品 概 要 〉

(令和3年10月4日現在)

1. 商 品 名	こうぎん後見制度支援預金
2. 対 象 と な る 預 金	普通預金(決済用預金含みます)(キャッシュカードは発行いたしません) ※本口座は、被後見人一人につき1口座です。
3. ご利用いただける方	後見人が選定されている成年被後見人または未成年被後見人で、家庭裁判所から後見制度支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方 ※(保佐人・補助人・任意後見人は対象外)
4. 期 間	期間の定めはありません。 ※家庭裁判所の「指示書」により解約手続きを行うまでとします。
5. 口 座 開 設 方 法	家庭裁判所が発行する指示書に基づき開設します。
6. 預 入 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ○預入れ方法 <ul style="list-style-type: none"> ・当行の口座開設店の窓口に関り預入れできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いのみとなります。 ○預入れ金額 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額となります。 ・分割による預入れはできません。 ・預入れ金額に制限はありません。 ○預入れ単位 <ul style="list-style-type: none"> ・1円単位 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・振込金の受取りには、事前に家庭裁判所の「指示書」が必要となります。
7. 払 戻 し 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ○払戻し方法 <ul style="list-style-type: none"> ・当行の口座開設店の窓口に関り、こうぎん後見制度支援預金から同一店舗に開設された成年被後見人または未成年被後見人の名義口座へ振替のうえ払戻します。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いのみとなります。 ○払戻し金額 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額となります。
8. 手 数 料	○口座開設手数料 11,000円(税込み)
9. 付加できる特約事項	家庭裁判所の「指示書」に基づき、こうぎん後見制度支援預金から同一店舗に開設された成年被後見人または未成年被後見人の名義口座へ資金移動するための定額自動送金サービスをご利用いただけます。この場合、当行所定の手数料がかかります。
10. 利 息	<ul style="list-style-type: none"> ○適用金利 <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の店頭表示の利率(普通預金)を適用します。 ※決済用預金を選択された場合は無利息です。 ○利払頻度 <ul style="list-style-type: none"> ・毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。 ○計算方法 <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、1年を365日とする日割り計算とします。
11. 税 金	○源泉分離課税20.315%(国税15.315%、地方税5%)
12. 解 約	以下のいずれかに該当した場合には、預金口座を解約します。 <ul style="list-style-type: none"> ○家庭裁判所の指示書に基づき、解約の申出があった場合 ○後見開始の審判の取消が確定した場合 ○預金者が死亡した場合や未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となった場合 ○普通預金取引規定上の解約事由他、解約時点において、預金者または後見人の責めに帰すべき事由により、当行がこの預金口座の継続が困難であると判断した場合 ○法令の改正、経済状況の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ○預金保険の対象商品です。 ○預金及び通帳は譲渡、質入れすることはできません。 ○こうぎん後見制度支援預金口座から、直接、現金での支払いはできません。 ○インターネットバンキング、個人インターネットバンキング・モバイルバンキングの利用はできません。 ○公共料金等の自動支払い、および給与・年金・配当金等の自動受取りにはご利用できません。 ○マル優の取扱はできません。 ○詳しくは店頭窓口までお問い合わせください。